平成２５年（フ）第５９号
山形県酒田市大川渡字五反割31番地
債務者　渡会　　啓
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第６０号
山形県酒田市大川渡字五反割31番地
債務者　渡会さつき
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１０７号
新潟県阿賀野市寺社甲729番地
債務者　金田　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１８９号
静岡県富士宮市下条1692番地の６、前住所静岡県富士市岩本1887番地の１
債務者　佐野　侑人
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３３７号
愛知県江南市古知野町杉山102番地１　荘苑江南309号
債務者　吉川　花枝
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２４８号
茨城県石岡市若松３丁目９番61号　尼寺ケ原ハイツ103、前住所茨城県石岡市東石岡５丁目３番13号
債務者　市ノ澤久美
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
熊本県山鹿市中746番地89
債務者　髙野　洋守
1　決定年月日時　平成25年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２５年（フ）第１８１号
釧路市桜ケ岡１丁目10番８号　スカイハイツ
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１８２号
北海道釧路郡釧路町東陽西２丁目７番地１
債務者　山下　郁恵
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１９１５号
横浜市緑区長津田７丁目14番10号　ハイツ第２蔦103号
債務者　橋本　洋介
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６８号
沖縄県うるま市石川１丁目30番23号
債務者　我謝　保子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２７６号
北海道旭川市永山４条10丁目１番２号　グレースコート201号室
債務者　内田　和美
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７７号
北海道旭川市永山４条10丁目１番２号　グレースコート201号室
債務者　内田　洸生
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３９号
北海道旭川市北門町12丁目2931番地の34　シルフィ101号室
債務者　辻村枝里香
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９２０号
東京都調布市布田２丁目18番地１千草ホワイトハウス205
債務者　宍戸真一郎
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９６１号
横浜市保土ケ谷区川島町661番地　ハイム向台２号棟304号
債務者　内藤　　貴
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部